

目 次

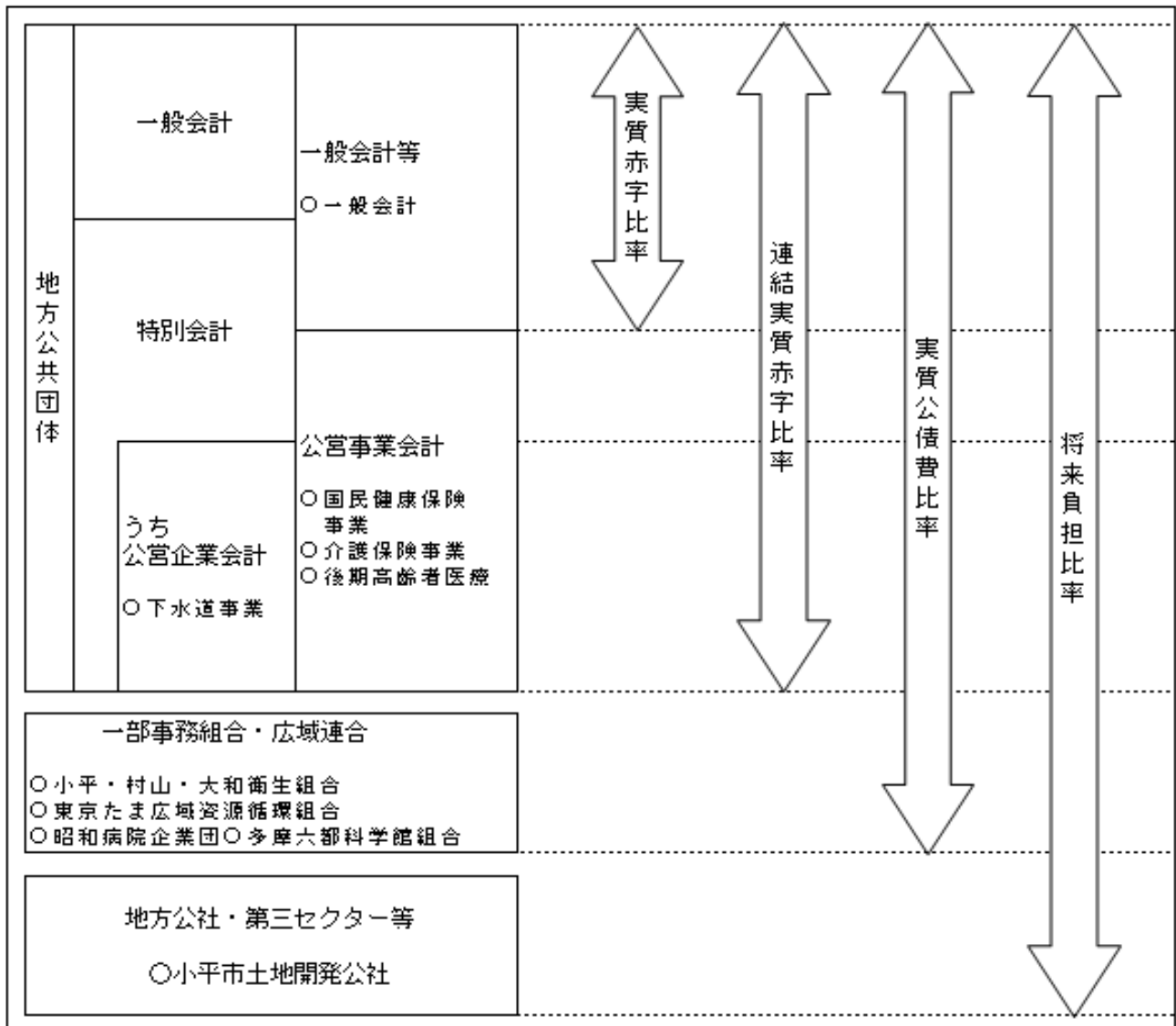
- 1 健全化判断比率・資金不足比率ってなに？
- 2 実質赤字比率とは？
- 3 連結実質赤字比率とは？
- 4 実質公債費比率とは？
- 5 将来負担比率とは？
- 6 資金不足比率とは？
- 7 早期健全化基準（イエローカード）、財政再生基準（レッドカード）
は大丈夫なの？
- 8 健全化判断比率・資金不足比率 計算式

1 健全化判断比率・資金不足比率ってなに？

平成19年6月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が、自治体の財政状況を多様な角度から分析することで、地方公共団体が財政破たん団体となるのを未然に防ぐことを目的として成立しました。これにより、平成19年度決算より、(注1)健全化判断比率4指標、並びに下水道事業会計の資金不足比率の併せて5指標の公表が義務付けられ、従来的一般会計のみの財政状況の分析から、特別会計の財政状況、一部事務組合への負担金の状況、さらには土地開発公社の債務までが新たにチェック対象となりました。

(注1) 健全化判断比率・・・実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を言います。対象のイメージは下図のとおりです。

財政健全化判断比率の対象



2 実質赤字比率とは？

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率のことを言います。

実質赤字とは、実質収支が赤字という意味であり、その年度の資金フローの指標とすることができます。

※実質赤字比率の早期健全化基準：11.25%～15%（注2小平市11.55%）、財政再生基準：20.00%

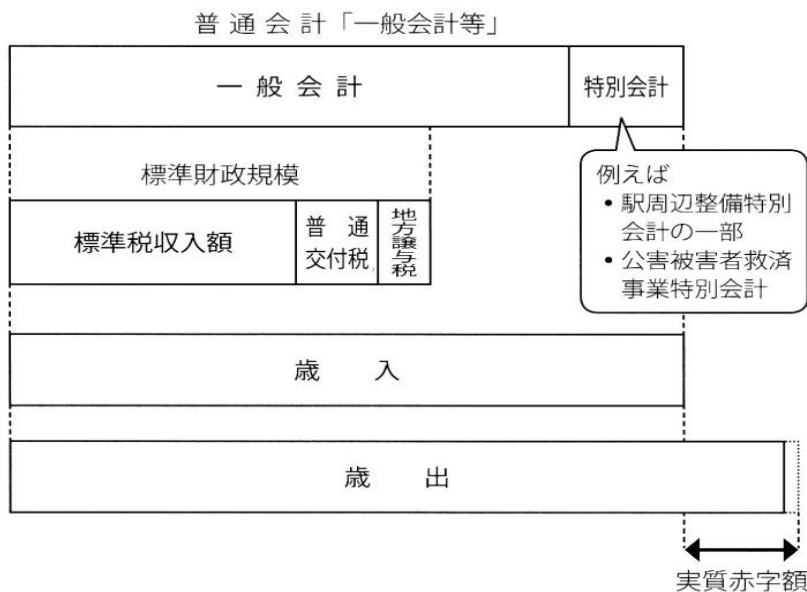
$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

小平市の実質赤字比率・・・ 「－」
*黒字のため「－」表示となります。

(注2) 早期健全化基準の算出方法

$$\begin{aligned} & \text{令和2年度の小平市標準財政規模} \quad 369 \text{ 億} 1,009 \text{ 万} 6 \text{ 千円} : A : 369.10096 \\ & \text{標準財政規模は臨時財政対策債発行可能額} \quad 14 \text{ 億} 2,442 \text{ 万} 4 \text{ 千円を含む額} \\ & \text{200 億円以上 500 億円未満} : \{(A + 1,000 \text{ 億円}) / (120 \times A) \times 100 + 20\} / 2 \\ & \quad \{(369.10096 + 1,000) / (120 \times 369.10096) \times 100 + 20\} / 2 \\ & = (1,369.10096 \div 44,292.1152 \times 100 + 20) \div 2 \\ & = 11.54553 \dots \Rightarrow 11.55\% \end{aligned}$$

対象イメージ



3 連結実質赤字比率とは？

一般会計、特別会計（公営事業会計）を対象とした実質赤字（または資金の不足額）の標準財政規模に対する比率のことを言います。特別会計には、国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業会計などが含まれます。従来の財政再建制度のもとでは、一般会計等のみ焦点が当てられていましたが、連結実質赤字比率で自治体全体の財政状況を明らかにできるようにしたものです。

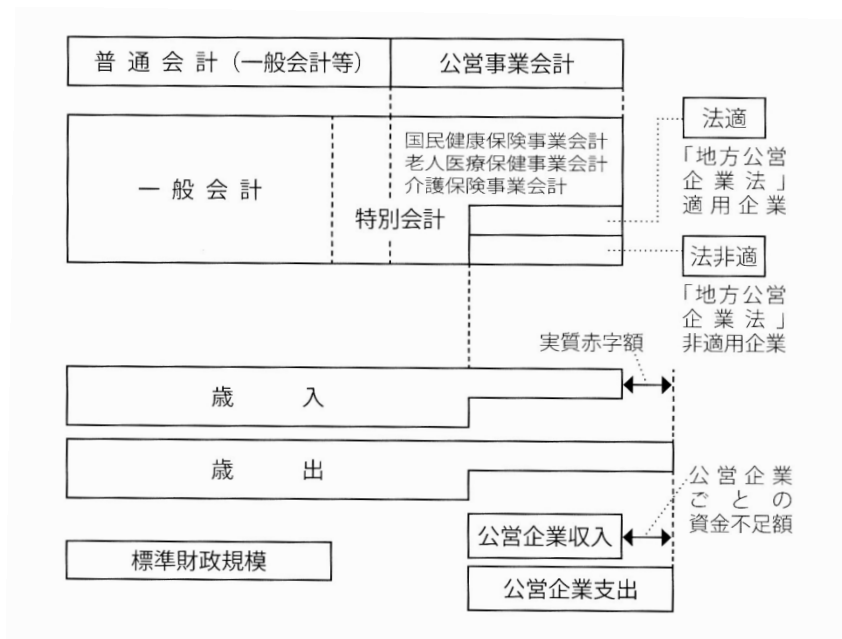
※連結実質赤字比率の早期健全化基準：16.25%～20%（注3小平市16.55%）、財政再生基準：30.00%
 （注3）実質赤字比率早期健全化基準に5%加算された数値です。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{\text{標準財政規模}}$$

- A：一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- B：公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- C：一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- D：公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

小平市の連結実質赤字比率・・・ 「－」
 ＊黒字のため「－」表示となります。

対象イメージ



4 実質公債費比率とは？

一般会計、特別会計、一部事務組合が負担する公債費（元利償還金）などの標準財政規模に対する比率を言います（3か年平均）。公債費には、一般会計における下水道事業会計や一部事務組合の公債費に対して負担した経費及び債務負担行為も含んで算定され、従来的一般会計等のみを対象とした起債制限比率に比べ、対象を広義に捉えています。

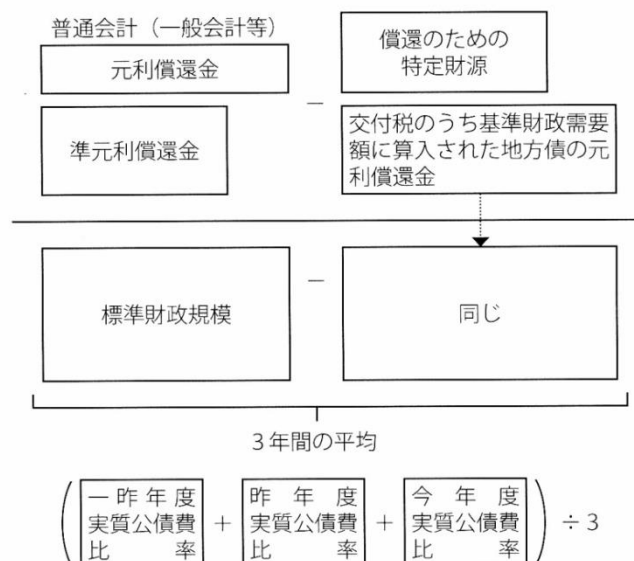
※ 実質公債費比率の早期健全化基準：25.0%、財政再生基準：35.0%

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A) - (B) + (C) + (D) + (E) - (F)}{\text{標準財政規模} - (F)}$$

- (A) 一般会計の元利償還金
- (B) 都市計画税充当可能額
- (C) 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- (D) 一部事務組合への負担金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- (E) 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- (F) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

小平市の実質公債費比率・・・ 2.0%（3か年平均）

対象イメージ



5 将来負担比率とは？

一般会計、特別会計、一部事務組合、土地開発公社が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のことを言います。自治体の財政負担の程度を表す指標として実質公債費比率が用いられていますが、あくまでフローベースの負担を表す指標であることから、残高（ストック）ベースでの財政負担を表す指標として将来負担比率が導入されました。

※ 将来負担比率の早期健全化基準：350.0%

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{A 将来負担額} - \text{B (充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{C 標準財政規模} - \text{D (元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

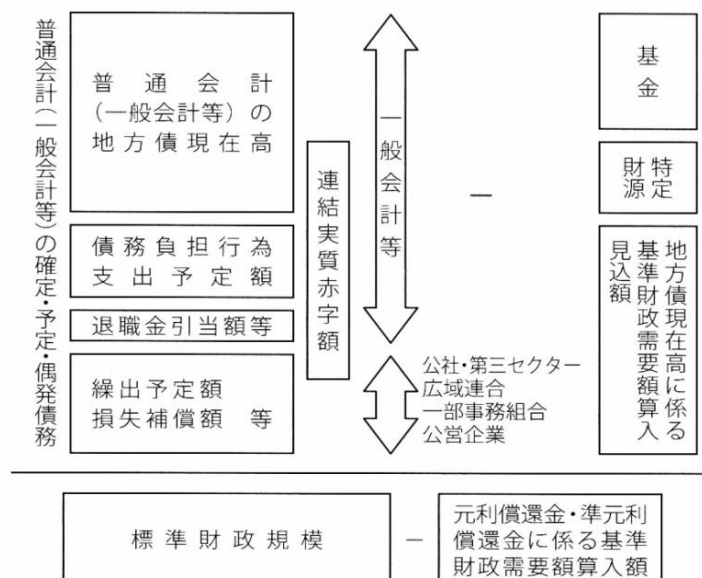
A 将来負担額の内容

- ① 一般会計等の地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元利償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元利償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

小平市の将来負担比率・・・ 「－」

* 将来負担が算定されなくなったため「－」表示となります。

対象イメージ



6 資金不足比率とは？

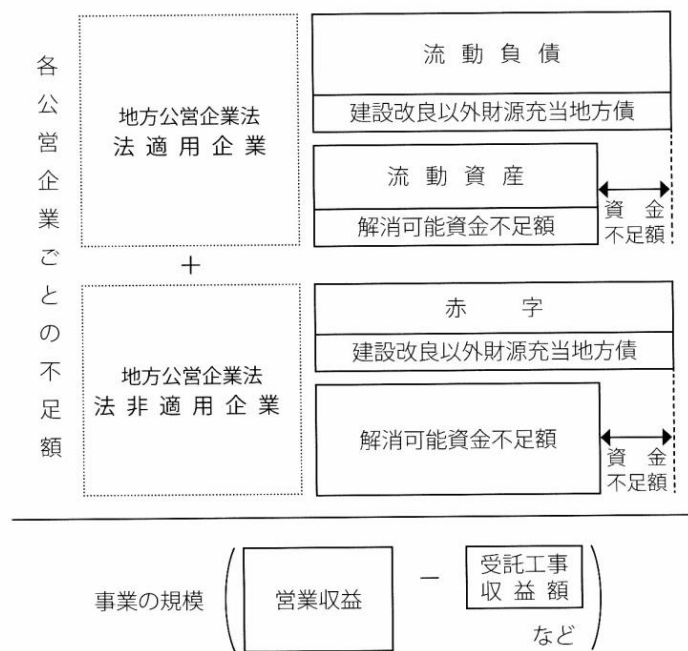
公営企業会計（小平市の場合、小平市下水道事業会計）ごとに算定され、資金不足額の、事業規模に対する比率のことを言います。公営企業単体としての経営状況を把握するための指標です。

※資金不足比率の経営健全化基準：20.0%

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

小平市の資金不足比率・・・ 「－」
 ＊黒字のため「－」表示となります。

対象イメージ



7 早期健全化基準(イエローカード)、財政再生基準(レッドカード)は大丈夫なの？

【健全化判断基準】	対象	小平市の指標	早期健全化基準(イエローカード)		財政再生基準(レッドカード)	
			基準値	小平市を超えるには	基準値	小平市を超えるには
実質赤字比率	一般会計	「－」 約31億5千万円の黒字	11.55%	約42.7億円の赤字となった場合	20.00%	約73億9千万円の赤字となった場合
連結実質赤字比率	一般会計 全特別会計 下水道事業会計	「－」 約50億5千万円の黒字	16.55%	約61億1千万円の赤字となった場合	30.00%	約110億8千万円の赤字となった場合
実質公債費比率	一般会計 全特別会計 下水道事業会計 一部事務組合	2.0%	25.00%	公債費償還金が、現在の約33億4千万円から約112億円となった場合	35.00%	公債費償還金が、現在の約33億4千万円から約146億5千万円となった場合
将来負担比率	一般会計 全特別会計 下水道事業会計 一部事務組合 土地開発公社	「－」	350.00%	地方債現在高が、現在の約257億円から約1,516億円となった場合	/	

実質公債費比率・・・早期健全化基準、財政再生基準については単年度数値で算出しています。

【公営企業の経営健全化基準】

資金不足比率	小平市下水道事業会計	「－」 約12億2千万円の黒字	20.00%	約5億5千万円の赤字となった場合	/	
--------	------------	--------------------	--------	------------------	---	--

早期健全化基準・・・議会の議決を経て「財政健全化計画」の策定が義務付けられるとともに、実施状況を毎年度議会に報告し公表しなければなりません。

財政再生基準・・・地方債の起債制限を受けるとともに、議会の議決を経て「財政再生計画」の策定が義務付けられ、実施状況を毎年度議会に報告し公表しなければなりません。

実質赤字比率 R2

一般会計実質赤字額 (単位：千円)

$$\frac{-3,154,077}{36,910,096} = -8.54\%$$

黒字のため「-」表示となる。

標準財政規模

連結実質赤字比率 R2

(単位：千円)

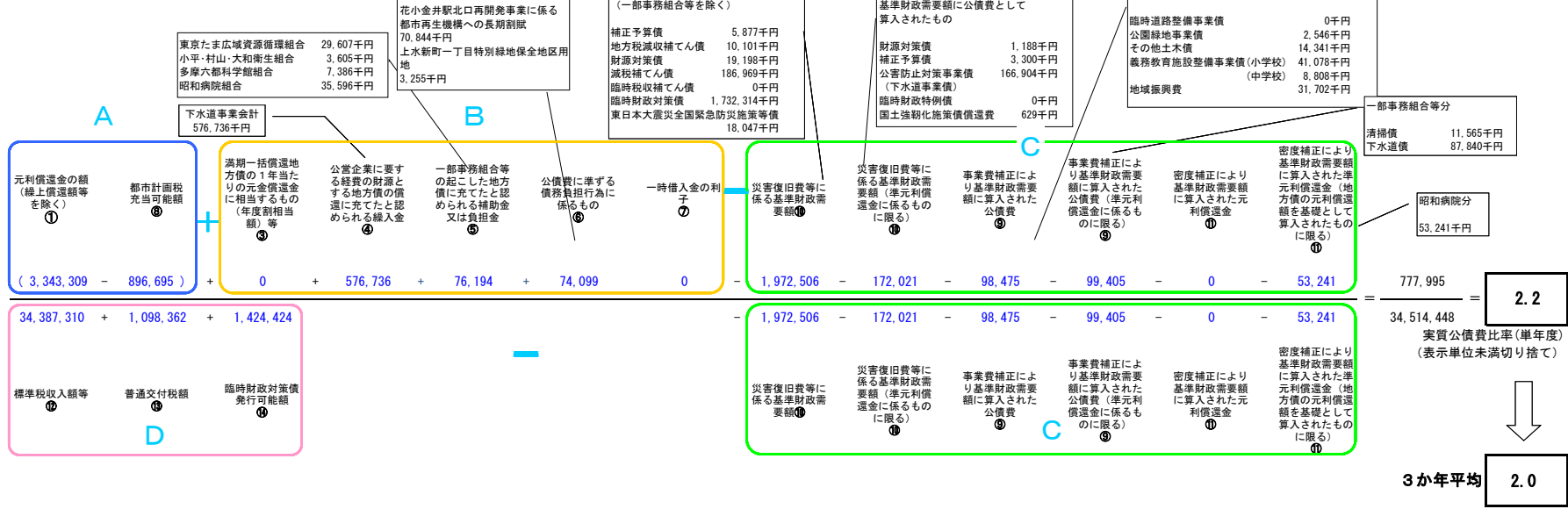
実質赤字額の合計額	下水道事業会計 資金不足額	一般会計実質 収支額	国民健康保険事 業会計実質収支 額	介護保険事業会 計実質収支額	後期高齢者医療 会計実質収支額	老人保健会計 実質収支額	下水道事業会計 資金剰余額										
0	+	0	-	3,154,077	+	214,811	+	435,870	+	24,997	+	0	+	1,221,534	=	-5,051,289	
															=	36,910,096	
																	-13.68%

黒字のため「-」表示となる。

標準財政規模

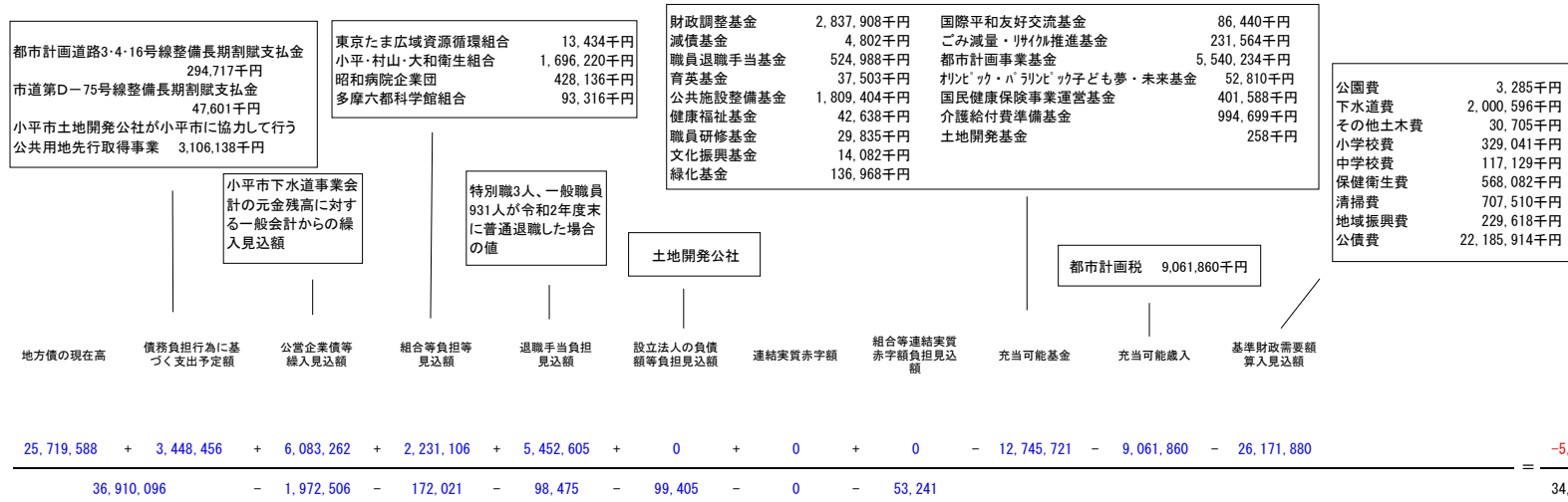
実質公債費比率

R2

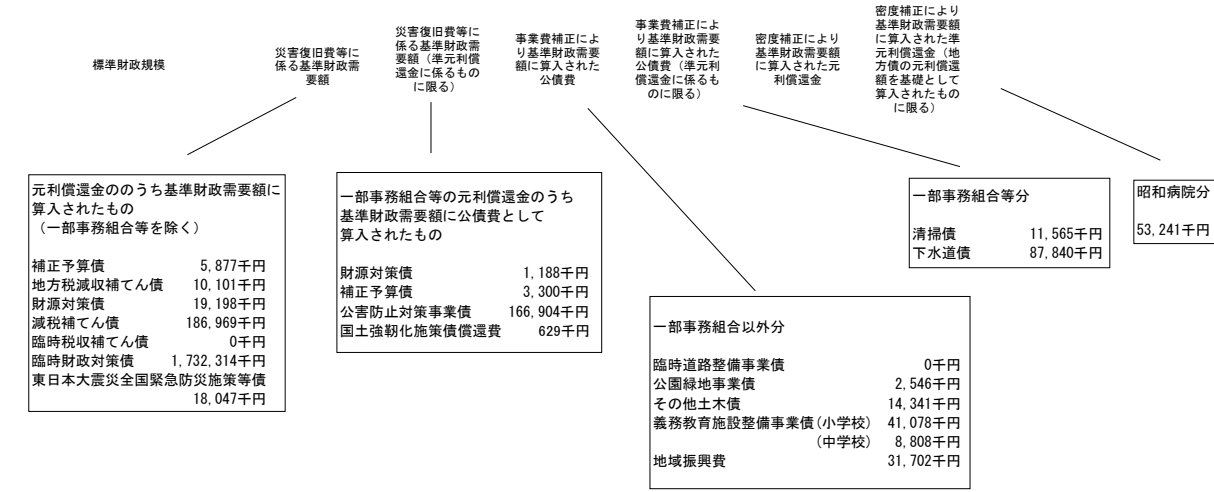


将来負担比率 R2

(単位：千円)



負担がないため「-」表示



資金不足比率

R2

(単位：千円)

資金不足額

-1,221,534

2,748,128

事業の規模

-

黒字のため「-」表示